資　料

前科による資格制限をめぐる問題

宮　田　桂　子

前科により資格を制限するものは法律で210件、資格数で約540に達する[(1)]という。当職がざっとみた限りの制限については法務省　前科による資格制限の在り方に関する検討ワーキンググループ第三回会議のHPに参考資料として掲載[(2)]されているとおりで、ざっと300余の法律に基づく制限を拾うことができた。

第1　前科による公務員に対する資格制限は合理的なのか

1 公務員の前科による資格制限と判例

前科と資格制限をめぐる著名な判例としては、公務員に関する以下の3件が挙げられる。

(1)　県立図書館職員　　最判平成元年1月17日（判タ697巻54頁）

いわゆる京大カルチェ闘争事件である。県立図書館に勤めるAが採用前、往来妨害、凶器準備集合罪、公務執行妨害罪等で起訴され、採用から5年後に懲役10月執行猶予2年の判決を受けた。県は、事件から約10年、執行猶予期間が既に経過した判決確定から約2年9月経過後にこの事実を知り、地方公務員法（以下「地公法」という）16条2号及び28条4項の規定によりAが判決確定により失職した旨通知し、以後の勤務を許否した。Aは、これに対して、任用関係の存在確認と給与支払いを求めた。最高裁は、前科による地方公務員の資格制限は公務及び地方自治体に対する住民の信頼を確保

(1)　菊田幸一「知らないと存する恩赦の知識（第三文明社）」242頁

(2)　https://www.moj.go.jp/content/001361977.pdf　表形式や表記等が整っていないうえ、本文にも見落としが多く、お恥ずかしい限りである。

する目的があり、公務員の地位の特殊性や禁錮以上の刑に処せられたことに対する社会的な感覚などに照らせば、その目的には合理性があり、私企業労働者に比べて不当に差別したものとはいえず、条例に特別な定めのある地方公共団体の公務員との取扱いに差異が生じても、それは各地方公共団体の自治を尊重した結果であるから不合理なものではないとし、憲法13、14条違反の問題は生じない等と判断した。

地公法16条2項は、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者を採用の欠格事由とし、同28条4項は、職員がこれに該当するに至った場合には条例に特別の定めがある場合を除く他、その職を失うとしている。最高裁が公務への信頼と禁錮以上の刑に処せられたことに対する社会的感覚を根拠に合憲判断をした点については、上記地公法の特例条例を設け、執行猶予、情状、過失事犯かどうか等を考慮して、自動的に失職することの例外規定を設けている自治体が相当数あるところ、特例条項がある地域とない地域との間に、公務員への信頼や社会的感覚の差異があるとは考え得ないという批判[(3)]や、具体的な事実に基づかずに「公務員の地位の特殊性」や「一般人の感覚」といった論拠で合憲判断をしているという批判[(4)]がある。

⑵　中学校教員　　最判平成12年12月19日（判時1737巻141頁）

中学教師Bが自動車事故による業務上過失傷害罪で逮捕され、Bは事実関係を争ったが禁錮4年執行猶予2年の有罪判決を受けた。県は、上記事件同様の規定を根拠にBに失職の通知をしたため、Bは失職通知から定年までの給与や退職手当等の支払いを求めて提訴した。最高裁は、禁錮以上の刑に処された者が地方公務員として公務に従事することは住民の公務への信頼を害すること、全体の奉仕者である地方公務員が職務への不名誉な行為をしてはならないこと等の地方公務員の地位の特殊性や職務の公共性、我が国における禁錮以上の刑に処されたことに対する一般人の感覚などの一切の事情を総合考慮すると、地公法16条2号、28条4項の目的には合理性があり、比例原則には反しないとした。

---

(3)　和田進「地方公務員法28条4項、16条2項（失職規定）の合憲性」ジュリ957巻18頁等

(4)　岡田信宏「判例セレクト‘89　地方公務員の自動失職制度の合憲性」（法教113別冊付録8）

この判断に対しては、(1)と同様に、判断の具体性を欠くということ、とくに、誰でも起こし得る交通事故について一般人が全て退職金を失わせることを当然と考えているのかどうかの立証がされていない等との批判[(5)]がある。また、禁錮が選択される事件は少ないことや、交通事犯の執行猶予付有罪判決については失職を認めないことがある他の自治体との著しい違いが考えられていないという批判も可能である。さらに、本事案は、高松高裁の判断では、Bが過失を認めず被害者への被害弁償をしていないこと等を悪情状と断じているのだが、Bは緑内障等による視野狭窄を自覚していなかったとすれば、過失について争ったことが公務員の資質を欠くとするのは筋違いであるという指摘もされている[(6)]。

(3) 郵政事務官　　最判平成19年12月13日（判時1995巻157頁）

Cは昭和48年4月に郵政事務官として採用され、郵便局集配課勤務を命じられた。Cは、採用前年、公務執行妨害罪で起訴され、昭和48年12月7日、懲役4年執行猶予2年の有罪判決を受けた。Cはこのことを郵便局内で報告しなかったが、郵便局に匿名の通報があり、郵便局長は、調査の結果、平成12年11月13日、Cに対して国家公務員法76条及び38条2号に該当するものとして同年12月22日に失職した旨の通知をした。Cはこれを不服として雇用契約上の地位の確認及び給与支払等を求めて提訴した。最高裁は、同法の欠格事由について、禁錮以上の刑に処せられた者が国家公務員として公務に従事することで、公務一般への国民の信頼が損なわれるおそれがあり、このような資格制限が公務に対する国民の信頼を確保する目的があること、国家公務員が全体の奉仕者として公共の利益のために勤務しなければならず、官職の名誉を傷つけたり官職全体の不名誉となるような行為をしたりしてはならないなどの義務があるなど、地位の特殊性や職務の公共性があること、禁錮以上の刑に処せられた者に対する国民感情等に照らして、何ら制限のない私企業と扱いを異にすることは憲法13条、14条に違反するものとはならないとした。この判断には、長年勤務を継続したCの失職を認める

(5) 佐伯彰洋「失職公務員への退職手当支給制限の合憲性」（ジュリ250・118）

(6) 村井龍彦「地公法28条4項による失職と退職手当不支給の合憲性」（民商125巻2号）219頁

ことが信義則、権利濫用に該当するという泉徳治裁判官の反対意見がある。

2　公務員の資格制限に前科を理由とすることに合理性はあるのか

上記の公務員の判決から前科による資格制限の目的として考えられるのは
①公務員に対する社会的信用の保持
②前科を有する者が公務に従事すると、公務に対する国民の信頼を得られない
③全体の奉仕者である公務員の特殊性
ということであり、これらを具体的に考えると、
④前科は、それを有する者の資質、性癖等の徴表と考えられ、その職種に就くことがふさわしくない
ということに尽きると思われる。

「前科がある者が就労することがその職業に対する信頼を害する」という考え方自体が前科を有する人への社会的偏見をもたらし得る。前科があっても、そのスティグマを払拭するために努力し、成功した人たちもいる。また、前科といっても、不注意を内容とする過失犯と故意犯とでは、その責任の重さが全く異なるし、裁判では有罪となったが実際には「無実」ということもあり得る。少なくとも、公務員の職務の内容から考えて、どういう前科であればその職務に差し障りがあるかを具体的に考える必要があるし、類型的には支障がありそうな犯罪であっても、個別案件についてその情状を具体的に考えるべき場合も存するのではないか。

そして、「前科」が人の資質や性癖等の徴表とはいえないことを認識すべきである。例えば、殺人事件、傷害事件を起こすことが暴力性の徴表ととらえられることがあるが、孤立無援で育児や介護をする中の嬰児殺や介護殺の「加害者」が暴力的性向を持つことは稀である。窃盗前科があるからといって他人の物を見境なく盗るとはいえない。死刑確定者であっても善良で勤勉、真面目な性格の者もおり[(7)]、前科が人の悪性格の徴表とはいえない場合は少なくない。交通事故の人身事故などの過失犯の場合、事件の際、不注意があったとはいえ、結果の発生が偶発性に左右される部分もあり、前科がその者が持つ悪性の徴表

(7)　当職が弁護し、あるいは関わったオウム真理教の「実行犯（犯意自体を争った者もいるが）」たちはそうであった。

とはいえないことも少なくない。

アメリカ合衆国では、連邦及び州政府が犯罪前歴者の公務員への雇用について法令または行政上、広範に制限または禁止してきたところ、1970年代には、かなりの州において、犯罪と職務との間に直接的･具体的な関連性がない限り、その職務への雇用を禁止してはならないという観点からの法改正がされ、あるいは検討されたという[(8)]。また、日弁連の調査資料中、スペインについて「では受刑者に選挙権があるのか、受刑者には資格制限がつくか、等の質問自体が恥を欠く（ママ）ような愚問である」との記載もある[(9)]。

問題が起こり得る場合についてのみ採用しないという方法もとり得るのであり、現に、前科を資格制限とする法律の中でも、「資格を与えないことがある」（後述の医療、看護関係の資格等がそのような規定となっており、それ以外にも存する[(10)]）という立て付けの規定もあるし、「情状として問題がある場合にのみ資格を与えない」という立法も考えられる。

罪を犯した人の社会復帰に対する社会の理解が進まないのは、前科のスティグマが大きいことが原因と考えられる。「前科者」への社会の偏見が、犯罪をした人の居住や就労への妨げとなっている現在、公務員として前科のある人を積極的に採用するなどして、社会包摂の有効性を明らかにしていくことが重要と考えられる。そういう面からも、現在の公務員に関する法律の資格制限には

---

(8) 福田雅章「犯罪前歴者に対する職業制限を克服するための法理－アメリカ法の展望に関する覚書－」一橋大学研究年報・法学研究14号79頁

(9) 菊田幸一「第2　死刑廃止－どう対処すべきか」第59回人権大会シンポジウム「死刑廃止と拘禁刑の改革を考える～寛容と共生の社会をめざして　海外調査報告書　寄稿81頁

(10) 禁錮以上の前科から3年の者に免許、許可等を与えないことができるとするものについて、薬局開設者、登録販売者（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律5）、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用業者（麻薬及び向精神薬取締法50）、特定毒物研究者（毒物劇物取締法6の2）、旅館業（旅館業法3）などが、業法違反の前科から2年までの者に免許等を与えないことができるとするものとして電気通信主任技術者（電気通信事業法6）、工事担当者（同73）、建築物環境衛生管理技術者（建築物における衛生的環境の確保に関する法律7）、電気主任技術者・ダム水路主任技術者・ボイラータービン主任技術者（電気事業法44）、浄化槽設備士（浄化槽法42）、浄化槽管理士（同法45）などがある。

問題が大きい。

3　少年法改正と公務員

上記の資格制限に加え、公務員採用には年齢制限がある[11]。今般の少年法改正により、さらに18、19歳の者に対して逆送の範囲が大幅に広がり、刑事処分を受け得る。若年者が、実刑判決を受けた場合、前科による資格制限に年齢制限が加わることによって、公務員になる道が絶たれる可能性が高い。

少年院退院者であっても、立派に公務員としての職務を果たしている人もいるし、自衛隊員には、一般公務員と同様に前科による資格制限がある[12]が、少年院退院者で、自衛隊に入って厳しい訓練に耐えて成長をした人もいる。少年院でのきめ細やかな教育と実名報道がされないこと、前科がつかないことで、どれほど立派に立ち直れた少年がいるかを考えるべきである。

4　公務の委託業者との間での不合理な差別

現業の公務員についても、公務員である以上、資格制限がかかる。自治体等が事業委託をした民間企業については、その役員への資格制限があったとしても[13]、従業員の採用には法的制限がない場合が多いのであり[14]、それと現業

(11) 国家公務員については国家総合職、一般職、各種専門職も30歳。裁判所職員は30歳。国会関連では参議院総合職27歳、国会図書館29歳、その他は30歳。地方公務員については地域によってまちまちであるが、26歳（京都府　行政Ⅰ A、B、岡山県A、広島県行政一般事務Bなど）から35歳（宮城県、福島県、山梨県、富山県などまでの間で採用年齢に制限を設けている。

(12) 自衛隊法38Ⅰ①

(13) 株式会社の取締役であれば会社法331③会社法、証券取引法、破産法など会社に関連する法律違反の罪を犯し、刑の執行が終わり、または刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者　④上記3以外の罪を犯して禁固以上の刑に処され、または刑を受けることがなくなるまでの者（執行猶予中の者を除く）。

(14) ただし、現在、民間企業の採用において、インターネットで氏名を検索して前科や問題行動の有無をチェックしていることは公知のところである。

の公務員との区別は、合理的なものとはいえず、差別の域にあるのではないか[15]。例えば清掃事業、水道事業など民間委託されている事業は少なくないし、事務、警備その他の業務も広く委託されるようになっている。また、いわゆる車検については、民間車検の利用が非常に多いところ、車検を委託される業者には業務に関連する前科による資格制限がある[16]ものの、そのような事業者の従業員に対する前科による資格制限はない[17]。PFI 事業について役員への制限[18]はあるが、その事業者が採用する従業員への前科による資格制約は求められていない。

少なくとも、職種による差異を考えることなく前科のある者に対して一律に公務員の採用を拒む現在の制度のあり方は極めて大きな問題があろう。

みなし公務員について、郵政民営化により、郵便局職員は公務員ではなくなり、郵政民営化法、日本郵便株式会社法には従業員採用における前科による資格制限についての言及はなく、一般の民間企業同様、前科による一般的な資格

---

(15) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律 25 条は、公共サービスを実施する民間事業者について禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む）に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者（法人である場合はその役員がこれに該当する者がある）を欠格としているが、同法には事業者の従業員についての制限が不見当である。

(16) 道路運送車両法 80 Ⅱイ　1 年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

(17) 自動車整備士は刑務所で取得できる資格で資格取得課程には非常に希望者が多い。整備士資格のある者が実務経験を積んだ後、試験を受けて自動車検査員の資格を得る。これに対して、駐車監視員については、道路交通法 51 条の 2 でみなし公務員とされ、事業者の役員、駐車監視員とも禁錮以上の刑に処せられ、又は第百十九条の二第一項第三号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者（事業者について同法 51 の 8 Ⅲ②ロ、監視員について同法 51 の 13 Ⅱ①）は資格がない。法務省意見書ではこの点について誤りがあるので訂正したい。

(18) PFI 事業に応じることができるのは法人のみで、その欠格事由として、役員に禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者があることが挙げられている（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 9 ⑤ロ）が、従業員に前科のある者がある場合の制限の規定はない。

制限はなくなった。

その中で、送達業務や確定日付管理を行う郵便認証司の場合は、みなし公務員として資格制限がある[19]。このように、重要な任務の者について資格制限を置くという方法も考え得る方策であろう[20]。また、現在、内容証明郵便の取扱の電子化等が進んでおり、特別送達が重要なことは認めるが、今後これが電子化される可能性や、書留郵便で重要な財産が運ばれることとの均衡を考えたならば、これほど強い資格制限が必要かどうか疑問なしとしない。

5　公務員の前科による失職への例外も認めるべきではないか

公務員が前科を得たことを原因とする欠格事由による失職についても、非常に厳しく運用されている。収賄などの涜職の罪やその権限の濫用といえる職務犯罪であれば欠格事由とされるのは当然とも思われるが、全ての罪種についてそのように考えるべきかどうかは疑問であり、上記1⑵の交通事故事犯のような過失犯だけでなく、故意犯であっても情状により失職を免れさせるべき事案もあると考える（例えば、違法性が低い正当防衛崩れの案件など）。

地方公務員については、地方公務員法28条4項の「特別な定め」を条例によって設け、過失犯（交通事故を想定）による執行猶予付禁錮・懲役刑については失職させないことができる旨を定めている自治体も多い。この手法は参考になるものと思われ、さらに故意犯も含めて情状によっては失職させないことができる旨の定めが置かれるべきである。国家公務員については、国家公務員法76条で、「人事院規則で定める場合のほか」という規定があるので、法改正が難しいのであれば、人事院規則において、犯情軽微なものについて欠格事由の例外を設けることが可能である。

---

(19) 郵便法60①日本郵政株式会社法、日本郵便株式会社法、郵便切手類販売所等に関する法律、簡易郵便局法、お年玉付郵便葉書等に関する法律、郵便物運送委託法、郵便切手類模造等取締法又は民間事業者による信 書の送達に関する法律の各法に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者　②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行 を受けることがなくなるまでの者。

(20) この点は当初の法務省提出資料では指摘できなかった。

6　罪を犯した人への指導に、罪を犯して更生した人を活用すべきことと資格制限

今後考えるべき政策として、刑務所等において、前科があるが更生した人たちによる指導を検討すべきである。北欧では、精神科治療等において、当事者性のある者を「経験専門家」と呼び、その知見を問題解決に活かしている。

前科を持つ人が、刑務所や少年院において、「経験専門家」として指導をすることで矯正教育の成果をあげ得るはずであり、我が国でも、現在、DARCスタッフによる薬物依存に対する離脱指導が行われている。このような人々を非常勤も含めた公務員として活用することが考えられるところ、DARCスタッフには薬物前科を持つ者も少なくない。任用したい人材に対して個別恩赦での対応をし、復権させることも考えられるが、刑の言渡しの効力が無くなってさらに相当の時間が経過しないと復権をさせていない運用があるとも聞いており、体験に基づく指導を行うために公務員に任用する場合には前科を不問とする、といった規定をすることも考え得る。

罪を犯した人への指導を考えたとき、非常勤公務員である保護司の前科のある者への一律排除[21]も問題である。保護司については、たとえ罰金刑であっても前科を得ると任期満了後の再任がされず[22]、解任に近い扱いとなっている。上記の「経験専門家」についての言及のとおり、当事者性のある人の関与の有用性が指摘されているところ、厳しく前科がある者を排除していることには疑問がある。

第2　その他の資格等の制限について

我が国の資格制限は、公務員だけでなく、各種の資格、事業所内での責任者や事業の経営者等についても前科による資格制限があり、それによって、前科のある人の就労やキャリアアップが阻害される危険が存している。

(21) 保護司法4①　禁錮以上の刑に処せられた者

(22) 保護司法7　保護司の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

1　教育関係の免許について

教育に携わる者については、教育の対象となる主として子ども達に対する影響力などを考慮し、前科のある者を排除している。教育関係者には、禁錮以上の刑が科された者に対しての資格制限[23]がある。また、有罪判決確定後、教員免許は失効する[24]。弁護士については、前科を得ても、刑の言渡しの効力が消滅してから弁護士会の入会が許されれば弁護士としての業務を再開できるが、教員についてはそのような規定はない。少なくとも、上記の地方公務員の交通事故のように、失職を免れ得る場合を定めることが検討されるべきであるし、地域での信頼を回復するなどした場合に、再度資格を復活できる制度が考えられるべきではないのか。

また、幼児教育の問題として（厳密にいえば保育は教育扱いされていない）、幼稚園と保育園との取扱の著しい差が存する[25]。保育園への制限が緩くて不当という評価が現状出ていないのであれば（出ていれば報道されるだろう）、むしろ、教育関係者に対する前科による一律の資格制限が不合理であることを示す一つの根拠たり得るものと考える。

教員については、児童・生徒や同年代の子どもに対する性的加害があった場合、前科にかかわらず教員の資格を失う制度が整えられつつある。学校に教員

---

(23) 教育職員免許法５④禁錮以上の刑に処せられた者。教育職員とは、学校教育法１に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務 教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な 提供の推進に関する法律２Ⅶに規定する幼保連携型認定こども園の主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護 教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師をいう。なお、校長、教頭について学校教育法９①禁錮以上の刑に処せられた者に資格制限がある。

(24) 同法10Ⅰ①により、上記該当の場合には教員免許は失効し、執行猶予付判決でも失職を免れない。

(25) 保育士は、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者　③児童福祉法の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であって政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者が欠格事由であり、幼稚園教員よりも資格取得が緩い。また、幼稚園の園長には資格の制限があるが、保育園の園長にはなく、認定子ども園の園長については、教育・保育及び子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理・運営を行う能力が必要とされ、前科による資格制限が不見当である。

と児童・生徒が１対１になる場所があること等を考えれば、子どもへの性加害を理由とした制限には一定の合理性がある。しかし、これがあらゆる犯罪について当てはまるのかは疑問であり、少なくとも、執行猶予付の交通事犯まで全ての前科がある者を排除することには問題がある。

逆に、犯罪から立ち直って、子ども達を立派に指導し得る人となっている場合も考えられ、講師等の実績を積ませたうえで教員採用試験に合格した場合には教員として採用するなど、前科がある者の採用についても考えられるべきものなのではないか。

教育職について、前科による資格制限や免許失効をするのではなく、少なくとも罪種を考えたうえ、個別の犯罪における犯情・情状を具体的に検討して、免許を与えるかどうかの判断をし、また、資格を復活し得るようにすることが合理的ではないのかと考える。

2　個人に与えられる資格、就労制限についての問題

専門資格には、幅広く前科を資格制限に取り込んでいるもの、その専門家の関連した法律の前科のみを問題とするもの、試験への合格のみを資格要件としているものもある。これが専門資格どうしの合理的な区別といえるだけの説明ができるのかどうか、説明ができないのであれば、制限をしない、あるいは制限の方法を限定することが検討される必要がある。

(1)　前科による資格制限がない資格は「軽い資格」ではない

資格制限を正当化する根拠として、「人の生命、人体、財産等にかかわる重要な資格には前科による資格制限が必要だ」ということが考え得る。しかし、危険物取扱者や消防整備士、自動車整備士のような、公共的な業務であり、かつ危険なものを取り扱う国家資格や、理容師、美容師のように人の身体に刃物や薬剤などを使うことがある国家資格については前科による制限がない。公共財である電波にかかわる無線従事者については、無線使用に関わる電波法違反などによる処罰による資格制限に限られている[26]。

(26) 電波法 42 ①同法第９章の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくな つた日から２年を経過しない者　※総合無線通信士、海上無線通信士、海上特殊無線技士、航空無線通信士、航空特殊無線技士、陸上無線技術士、陸上特殊無線技士、アマチュア無線技士がある。

ならば、現在制限のある資格について、どの程度前科による制限をすることが合理的なのかを具体的に考えていく必要があるのではないか。

⑵　士業資格どうしの制限が著しく異なることに合理性はあるのか

弁護士は、弁護士法７条１号で、禁錮以上の刑に処せられた者の資格制限（即ち10年）の規定を置く。近接資格である司法書士、土地家屋調査士、行政書士、不動産鑑定士、中小企業診断士、税理士は禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから３年の経過とし（なお、税理士は、税法関連の前科も欠格事由となる。税理士法４③④）、社会福祉士、介護福祉士等は２年の経過としているなど、大きな幅がある（表1「士」のつく資格と資格制限　参照）。表に示していないが、液化石油ガス設備士、消防設備士、エネルギー管理士、建築施工管理技士、船舶調理士、海技士、小型船舶操縦士、臭気判定士、職業能力開発促進法による技能士[27]等は講習や技能検定によって資格を得ることができ、資格制限は不見当である。

制限がない、あるいは制限がより厳しくない資格者が取り扱う国民の生命、

---

(27) 多職種に渡り都道府県が試験を実施するものが111種類ある（園芸装飾、造園、さく井、金属溶解 、鋳造、鍛造 、金属熱処理 、粉末冶金 、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき 、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、ロープ加工、仕上げ、切削工具研削、機械検査、ダイカスト、電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、産業車両整備、鉄道車両製造･整備、時計修理、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、和裁、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、機械木工、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、プリプレス、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、陶磁器製造、石材施工、パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、みそ製造、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、畳製作、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図、化学分析、金属材料試験、貴金属装身具製作、印章彫刻、表装、塗装、路面標示施工、塗料調色、広告美術仕上げ、義肢・装具製作、舞台機構調整、工業包装、写真、産業洗浄、商品装飾展示、フラワー装飾）。

表１　「土」とつく資格で前科の資格制限があるもの

資格名	根拠法	条文
弁護士	弁護士法	7①　禁固以上の刑に処せられた者
弁理士	弁理士法	8①禁錮以上の刑に処せられた者　②前号に該当する者を除くほか、弁理士法 78 から 81 まで若しくは 81 の 3 の罪、特許法 196 から 198 まで若しくは 200 の罪、実用新案法 56 から 58 まで若しくは 60 の罪、意匠法 69 から 71 まで若しくは 73 の罪又は商標法 78 から 80 まで若しくは同法附則 28 の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者　③前二号に該当する者を除くほか、関税法 108 の 4 Ⅱ、Ⅲ若しくはⅤ、109 Ⅱ、Ⅲ若しくはⅤ、112 Ⅰの罪、著作権法 109 から 122 までの罪、半導体集積回路の回路配置に関する法律 51 Ⅰ若しくは 52 の罪又は不正競争防止法 21 Ⅰ、Ⅱ①から⑤まで若しくは⑦同法 18 Ⅰに係る部分を除く、Ⅲ若しくはⅣの罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
二級、木造）建築士（一級、	建築士法	7（絶対的欠格事由）②禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者　③この法律の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者　8（相対的欠格事由）①禁錮以上の刑に処せられた者（前条第 2 号に該当する者を除く。）②この法律の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（前条第 3 号に該当する者を除く。）
宅地建物取引士	宅地建物取引業法	18 Ⅰ⑥　禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者　⑦この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、又は刑法 204、206、208、208 の 2、222 若しくは 247 の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
公認会計士・外国公認会計士	公認会計士法	4②この法律若しくは金融商品取引法 197 ～ 198 までの規定に違反し、又は投資信託及び投資法人に関する法律 233 Ⅰの罪、保険業法 328 Ⅰの罪、資産の流動化に関する法律 308 Ⅰの罪若しくは会社法 967 Ⅰの罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられた者であって、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから 5 年を経過しないもの　③禁錮以上の刑に処せられた者であって、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから 3 年を経過しないもの。
司法書士	司法書士法	5①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから 3 年を経過しない者
土地家屋調査士	土地家屋調査士法	5①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから 3 年を経過しない者
行政書士	行政書士法	2 の 2③禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから 3 年を経過しない者
社会保険労務士	社会保険労務士法	5④この法律又は労働社会保険諸法令の規定により罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しないもの　⑤前号に掲げる法令以外の法令の規定により禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しないもの
不動産鑑定士	不動産の鑑定評価に関する法律	16④禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しないもの
中小企業診断士	中小企業診断士の登録及び試験に関する規則	54禁錮以上の刑に処せられた者であって、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しないもの
税理士	税理士法	4③国税若しくは地方税に関する法令またはこの法律の規定により禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者　④国税若しくは地方税に関する法令若しくはこの法律の規定により罰金に処せられた者でその刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者（通告略）　⑤国税または地方税に関する法令またはこの法律以外の法令の規定により禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けなくなった日から 3 年を経過しない者
マンション管理士	マンションの管理適正化の推進に関する法律	30①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者　②この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
建築設備士	建築士法	建築士法施行規則 17 の 18 の規定に基づき国土交通大臣が定める要件（平成 13 年国土交通省告示第 420 号）、② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者　③建築物の建築に関し罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者。
技術士	技術士法	3②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者。
社会福祉士・介護福祉士	社会福祉士及び介護福祉士法	3②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者　③この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であって政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
精神保健福祉士	精神保健福祉士法	3②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者　③この法律の規定その他精神障害者の保健又は福祉に関する法律の規定であって政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
情報処理安全確保支援士	情報処理の促進に関する法律	8②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者　③この法律の規定その他情報処理に関する法律の規定であって政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
海事代理士	海事代理士法	3②禁錮以上の刑に処せられた者であって、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから 2 年を経過しないもの
作業環境測定士	作業環境測定法	6③この法律又は労働安全衛生法（これらに基づく命令を含む。）の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
電気工事士	電気工事士法	4Ⅴ（免許の交付を行わないことができる）の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
測量士・測量士補	測量法	51 の 3①この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
浄化槽設備士	浄化槽法	42Ⅱ（免許を交付を行わないことができる）②この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
浄化槽管理士	浄化槽法	45Ⅱ（免許交付を行わないことができる）②この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
気象予報士	気象業務法	24 の 21①この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
通関士	通関業法	31Ⅱ①同法 6 を準用⇒6③禁錮以上の刑に処せられた者であって、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから 3 年を経過しないもの　④関税法、国税または地方税に関する法律の規定に該当する違反行為をして罰金の刑に処せられた者又はその刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその過告の旨を履行した日から 3 年を経過しないもの（通告略）⑤この法律の規定に違反する行為をして罰金の刑に処せられた者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しないもの　⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法 204、206、208、208 の 2 1、222 若しくは 247 の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられた者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しないもの
計量士	計量法	122Ⅲ①この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 1 年を経過しない者

※条文中、条、項、号の文字、適用に関する（　）を略し、数字は算用数字とした

表２　相対的欠格事由ではあるが罰金以上の刑とされるもの

獣医師	獣医師法	5③
医師	医師法	4③ ④前号に該当する者を除くほか、医事に関し犯罪又は不正の行為のあつた者
保健師・助産師・看護師・准看護師	保健師助産師看護師法	9① ②前号に該当する者を除くほか、保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者
歯科医師	歯科医師法	4③ ④前号に該当する者を除くほか、医事に関し犯罪又は不正の行為のあつた者
歯科衛生士	歯科衛生士法	4① ②前号に該当する者を除くほか、歯科衛生士の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者
義肢装具士	義肢装具士法	4① ②前号に該当する者を除くほか、義肢装具士の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者
臨床工学技士	臨床工学技士法	4① ②前号に該当する者を除くほか、臨床工学技士の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者
理学療法士・作業療法士	理学療法士及び作業療法士法	4① ②前号に該当する者を除くほか、理学療法士又は作業療法士の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者
言語聴覚士	言語聴覚士法	4① ②前号に該当する者を除くほか、言語聴覚士の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者
視能訓練士	視能訓練士法	4① ②前号に該当する者を除くほか、視能訓練士の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者
救急救命士	救急救命士法	４① ②前号に該当する者を除くほか、救急救命士の業務に関し犯罪又は不正の行為があった者
薬剤師	薬剤師法	5③ ④前号に該当する者を除くほか、薬事に関し犯罪又は不正の行為があつた者
あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律	３③ ④前号に該当する者を除くほか、第一条に規定する業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者
柔道整復師	柔道整復師法	４③ ④前号に該当する者を除くほか、柔道整復の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者
栄養士・管理栄養士	栄養師法	３① ②前号に該当する者を除くほか、第一条に規定する業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者
調理師	調理師法	４の２②

※数字の後が空白のものは「罰金以上の刑に処せられたもの」との文言である

身体、財産等への影響に比例しているといえるのか疑問であり、少なくとも公務員並みの制限が必要であるかどうかについては十分に検討する余地がある。

(3) 医療・薬事・衛生関係の資格制限について

医事・薬事・衛生関係の資格は、「資格を与えないことがある」という相対的なものとはされているものの、「罰金以上の刑」とより広い制限の対象を定めている（表第2)。この点については、現実にどの程度厳しい運用がされているのかがわからない面はあるものの、ある保護観察所OBからは、「医学部の学生が医師国家試験を前提として恩赦（復権）を申請してくるのは年中行事だ」と聞いており、少なくとも、学生時代に前科を得た者（交通事故前科が多いものと思われる）が、この資格制限についてかなり神経をとがらせているところをみると、相当厳しい運用となっていることが推測できる。

医療、治療、看護に関する資格の制限は厳しいが、臨床検査技師[28]や臨床工学師[29]、診療放射線技師[30]は資格を定める法律の違反のみが欠格事由である。検査と診察とは密接不可分であることを考えると、他の医療、治療、看護にかかわる資格制限は重すぎるのではなかろうか。

厳しい制限がある資格と全くない資格が併存している例として、国家資格であるあん摩・マッサージ師、柔道整復師と、業務の近接した民間資格によって施術されているマッサージ類似の施術が挙げられる。マッサージ類似の施術については、民間団体の資格として、「リフレフソロジー」「つぼ押し」「整体師」等の名称のものが多数あり、そのようなものについては前科による資格制限が一切ない。あん摩・マッサージ師等については罰金以上の刑を科された者は免許を与えないことができる。国家資格のこれらの業務は「治療」なのだから厳しい制限が必要だ、人の身体への施術をする国家資格には厳しい制限を置く必要性が高いというのであれば、身体に施術をする民間資格は、危険であり一切認めるべきではないのではないか。あん摩マッサージ師、柔道整復師については、一切制限がない民間資格との権衡を考え、資格制限をできる限り緩和していく必要があるのではないか。なお、表に掲げていない

(28) 臨床検査技師等に関する法律4　③臨床検査技師の業務に関し犯罪又は不正の行為があった者

(29) 臨床放射線技師法4　②臨床放射線技師の業務に関し犯罪または不正の行為があった者

(30) 診療放射線技師法3　②診療放射線技師の業務に関して犯罪又は不正の行為があった者

が、心理関係の国家資格である公認心理師については、禁錮以上の刑を科されてから２年の制限がある（臨床心理士法３②）が、臨床心理士等の民間資格には前科による資格制限はないこととの権衡は考えられるべきであろう。

また、相対的欠格事由の定めがあることで、資格を取得することに対する萎縮効果が発生する可能性がある。ある弁護士から、被告人が相当程度重い罪を犯したために、出所後、調理師になれるかどうか悩んでいたケースの報告を得た。調理師は、確かに、人の口に入るものを扱い、人の健康に関わる職種ではあるが、飲食店のアルバイトや食品工場の従業員等は全く無資格で従事できることと比較したとき、そのような高いハードルを設けることに合理性があるのかは疑問である。

⑷　キャリアアップの阻害となり得る制限がある

資格制限があることで、キャリアアップが害される場合がある。

介護業務については、現在、少年院や刑務所で積極的に研修を進めているところ、介護職員として勤務するぶんには前科が問題にならないものの、中でキャリアアップしていくことになると、資格制限がかかる。老人介護施設に就労したとき、キャリアップして介護福祉士（表２参照）になろうとしても、禁錮以上の刑終了から２年経たないと欠格事由である[31]し、痰の吸引等が必要な入所者に対応するには介護福祉士であるとともに禁錮以上の刑の執行終了から２年の制限がかかる[32]。就労した後のキャリアアップにつながる資格取得が直ちにできないことで、介護分野への就業のインセンティブを与えきれない面もあるのではないか。

同様に、技能士資格については何ら前科による制限がないが、技能士資格をもって就労したときに、職場でさらに上の資格をめざせないという問題がある。例えば調理技能士と後述の調理師の問題が顕著である（なお、この点についての法務省ＨＰの当初メモでは「技能士」とすべきところが「技術士」となっていた）。

⑸　公営ギャンブルの資格制限のありようの不合理

免許の必要な職業に競艇選手、競馬の騎手、オートレース選手、競輪選手

---

(31) 社会福祉士及び介護福祉士法３②

(32) 社会福祉士及び介護福祉司法48の４①②

があるが、これらには禁錮以上の前科を得た場合、刑の執行終了から10年の制限がある。暴走族等で少年院送致された者が、養成学校で厳しい訓練を経て、人間的にも成長し、それらの選手として成功した例を聞いたことがある。このような選手資格は、今回改正にかかる少年法の影響を受け得る。

これらの選手に対する制限に比べ、審判[33]や事業者[34]の制限のほうが緩いことは不合理なのではないか。不正があった場合の資格失効や不正を防止するための施策が必要だというのであれば、選手の資格制限だけでなく、審判や経営者にも選手同様の規制が必要なのではないのか。逆に、審判や事業者の制限がこれで済むのであれば、選手の制限は厳しすぎるのではないのか。

(6) 警備員資格の制限は合理的なのか

弁護をしていてよく出てくるのが、懲役以上の刑の終了から5年の経過を要する警備員の問題である（警備業法14は同法3を準用）。警備業務は、業務が深夜に及ぶなど、きつい職場であるためか、相当数の求人があるところ、前科により業務に就けない、あるいは辞めざるを得なくなることがある。警

(33) 例えば、競輪審判員につき自転車競技法6で国家資格であるが、競輪審判員、選手及び自動車登録規則9により、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後3年を経過しない者、自転車競技法の規定に違反して罰金に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった後3年を経過しない者には応募資格が与えられない。オートレースの審判員についても小型自動車競争法施行規則9が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった後3年を経過しない者、法の規定に違反して罰金に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった後3年を経過しない者の欠格を定める。

(34) 例えば、日本中央競馬会経営委員会委員については、日本中央競馬会法8の7②禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から3年を経過しない者　③この法律又は競馬法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から3年を経過しない者の定めがある。競艇実施機関の役員については、モーターボート競争法32Ⅰ⑥で禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から3年を経過しない者、この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者が役員の欠格事由である。

備員は、警備事業者[35]、警備員指導教育責任者[36]と同じ前科による資格制限がある。他の業態については、現に従業員として業務を行う者に比べて、事業者や指導者により厳しい制限を課しているのだが、警備員については、事業者や指導者と同じだけの資格を求めており、これは不合理ではないだろうか。例えば、事業者に対して前科の５年の制限がかかっている事業として、サービサー（債権管理回収業に関する特別措置法５⑦）、宅地建物取引業（宅地建物取引業法５⑤）、建築業（建築業法８⑦で一般建設業、特別建設業につき18が前条を準用）、旅行業・旅行代理業（旅行業法６②）、貨物自動車運送業（貨物自動車運送事業法７①）、一般旅客運送事業（道路運送法７①）、廃棄物処理業者（廃棄物処理法７Ⅳ⑤で一般廃棄物処理業者、12Ⅶで同条を産業廃棄物処理業者に準用）、貸金業者（貸金業法６④⑤）等があるが、これらの事業については従業員への一般的な資格制限はない。

ドイツでは、警備業の許可については、申請までの直近５年間に一定の罪で90日以上の自由刑を受けた者等については事業許可が下りないが、警備員個人については研修受講のみが要件となっているところ、一定の要件で銃武装さえも認められていることに着目すべきである[37]。

警備員は、人の生命・身体・財産に関わる職種であるが、他の何ら制限のない職種であってもそれらに関わるものは多数あり、それだけで資格制限が正当化できるわけではなく、上記の制限は、厳しすぎて制限の理由を合理的に説明できないものと考える。少なくとも、相対的欠格事由とする、情状を考慮する、勤務してから取り扱える業務を限定する等のより制限的でない方策がとり得るのであり、それを考えないことは不合理ではないか。

---

(35) 警備業法３で事業許可を得られない事由として②禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者　③最近五年間に、この法律の規定、この法律に基づく命令の規定若しくは処分に違反し、又は警備業務に関し他の法令の規定に違反する重大な不正行為で国家公安委員会規則で定めるものをした者

(36) 警備業法22Ⅳ②同法３に該当する者

(37) 外国の警備業に関する調査研究報告書（公益財団法人日工組社会安全研究財団）」https://www.syaanken.or.jp/?p=9320　資格制限につき本文13頁、銃武装について本文23頁。ドイツ法の不許可要件2016年11月４日の警備業法を改正する法律１条について同報告の資料59～60頁。

3　職業資格以外の免許をめぐる規制の齟齬の不合理

銃刀法では禁錮以上の刑の終了から５年の制限がかかっている（銃砲刀剣類所持等取締法５⑫）が、罰金以上の刑という定めではあるが３年以上とする武器等、特定化学物質の製造（化学兵器の禁止及び特定物心の規制等に関する法律５③）、地雷の所持（対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律６③）やクラスター弾の所持（クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律６③）、禁錮以上の刑から２年とする火薬製造・所持（火薬取締法６②）との権衡はとれているのか。銃刀と武器や特定化学物質、地雷やクラスター弾は同じように危険か、あるいは後３者のほうが１度の使用での大量殺につながり得る危険性が高いものともいえる。

銃刀法は暴力団に銃刀類の所持をさせないことを主眼におくものと思われるが、現行法体系だと、前科のある暴力団員が、銃刀を所持できる前にもっと危険な物質を持つ危険を回避できないことになってしまわないだろうか。確かに銃刀は、地雷等に比べて入手が容易ではあるが、暴力団員が何らの許可を得ずに銃刀を備え持ち、取引していることを考えるのであれば、銃刀法について前科による規制をすることよりも、暴力団対策こそが重要ということなのではないか。

4　法人役員に関する規制

法人の役員について株式会社、一般社団・財団法人については、禁錮以上の刑に科された者（執行猶予を除く）とされ[38]、信用組合、信用金庫等についても同様の規制がされているが、更生保護法人については５年[39]、銀行等保有株式取得機構の役員は３年[40]、特定非営利（NPO）法人の理事は２年[41]である。このような差は合理的とは思われない。

確かに、大会社や公益性のある社団・財団法人についての制限には一定の合理性があるとも考え得るが、全てについて10年の制限が必要なのだろうか。

---

(38) 株式会社の取締役について会社法 331 ④、監査役について 337 が上記を準用。一般社団法人及び一般財団法人に関する法律④

(39) 更生保護事業法 21 ④、

(40) 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律 23 ③

(41) 特定非営利法人の促進に関する法律 8 ②

我が国では小規模な株式会社が多い。罪を犯した人が、更生して家業を継ぐ場合、前科が足かせになる場合が存し得る。家業を切り盛りしながら代表権がない、ということでは取引に支障が出てしまう。せめて、非公開の零細な企業についての法人役員の資格制限規制の年数を短くする、あるいは前科の制限を相対的なものとし、「情状を考慮する」等との規定にすることはできないだろうか。

第3　規定方法の技術的問題と改善の方向性

1　暴力団対策と思われる規定が不合理であること）

罰金についても資格制限の対象とするについて「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法50（②に係る部分に限る）及び52の規定を除く）により、若しくは刑法204、206、208、208の2、222条若しくは247条の罪、暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた」という文言が相当数の法令で見られる[(42)]。

このような制限は、暴力団関係者を前科によって排除しようという意図に基づくものと思われるが、現在、暴力団員の収入源（彼らの言葉でいえばシノギ）は、特殊詐欺などの詐欺やヤミ金、薬物事犯といったものとなっている（彼ら

(42) 前期表1の通関士の他、主として経営に当たる者についての規定がある。例えば、外国人技能実習生の技能実習を行わせようとする本邦の個人又は法人の監理団体（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律26③）、建築関係の事業団体（建設労働者の雇用の改善等に関する法律13①）、有料職業紹介業（職業安定法32①）、労働者派遣事業者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律6①）、港湾労働者派遣業（港湾労働法13①）、船員派遣事業（船員職業安定法）56①、不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法6⑩ハ）、建築業（建築業法8⑧で一般建設業、特別建設業について同法17が同法8を準用）、使用済自動車解体業・使用済自動車破砕業（使用済自動車の再資源化に関する法律62②ハ）、酒類の製造業者・販売者・販売の代理業者（酒税法10⑦）、廃棄物処理業者（廃棄物処理法7Ⅳ⑤ハで一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業について同法12の7で同法7を準用）、投資顧問業者（商品投資に係る事業の規制に関する法律6Ⅳ②。なお、使用人についても規制が及ぶ）、社債、株式等の振替業（社債、株式等の振替に関する法律3④へ）、電子債権記録業（電子記録債権法51④へ）、特定目的会社（資産の流動化に関する法律70⑤）、特定非営利法人（特定非営利法人の促進に関する法律20②）。

が直接関わっていなくても、「半グレ」といわれる不良集団等に対して「ケツ持ち」と称して支援者となり、上納金をとりあげている）のであり、暴力犯罪を中心とした資格制限は、暴力団排除の手法として不合理である。凶器準備集合（208の2）は組織的なものであるかもしれないが、若年層のグループ抗争に同罪が適用されることもあり、この罪種を入れること自体、問題があるといえるかもしれないし、暴行・傷害といった犯罪は、酔余の一般人も引き起こすもので、一過性のものであることも多く、暴力団であることの徴表たり得ないことに上記の制限の不合理性がある。

「暴力団を排除するための資格制限」として上記のような資格制限をしているのであれば、その規定自体を見直すべきである。

暴力団を業務、取引から排除するについては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律や暴力団排除条例等を用いて、雇用契約、取引契約等の場面で反社会勢力であれば解除する旨の条項を入れることのほうが合理性を持ち、前科による資格制限での対応は必要ないのではないのか。現に、暴力団員である者とは契約の締結ができないことから、暴力団員と認定されている者を事業領域から排除することが進展している。

実際のところ、暴力団員が支配している会社等については、暴力団員が役員とはなっておらず、親族や知人等の非暴力団員が就任しているケースも少なくないので、上記条項により暴力団員を排除し得たとしても、暴力団員の関与を排除しきることはできない。

むしろ、資格制限をするよりも、暴力団とは認定されていない不良集団に属する者を契約等から排除するための法整備のほうが、問題性のある者の排除について実効性を持つのではないか。

2　一般的にどのような改正が考え得るか

前科による一律の資格制限は、憲法の定める職業選択の自由や幸福追求権を害するものとも考え得る。前科による資格制限に対しては、可能な限りの廃止を考えるべきであるし、規定が必要なのであれば

①認可、免許、許可等を与える際の審査に、個別情状についての判断を任せ、「（認可、免許、許可を与える主務官庁、都道府県等が）資格を与えないことがある」「（上記同）情状として考慮することができる」等といった、裁

量の幅を持たすことができる規定にすることが考え得る。建築士のように、絶対的欠格事由と相対的欠格事由を分けて規定することも考え得るが、そもそも相対的欠格事由の規定をすることだけでは足りないのかどうかという方向からの検討も必要であろう。

②具体的に資格に関連してどのような前科が問題となり得るかを考えることも必要である。衛星リモートセンシング記録を取り扱う者について、この認定について定める法違反の前科に加え「この法律その他国際社会の平和の確保等に支障を及ぼす行為の規制に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令～」という規定をしており（衛星衛生リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律21 Ⅲ。ただし、範囲はかなり広範であり、必ずしも見習うべき規定ではないようにも思われる[43]）、前科による制限の目的を法律に示し、それにそった形で資格制限の規定を考えることが可能であるし、そのようなより制限的ではない方法を作るべきである。

といったことも検討されるべきである。

---

(43) 衛生リモートセンシング記録の適正な取扱に関する法律施行令別表第2（第三条関係）

1　爆発物取締罰則（1条から6条までの規定に限る。）

2　刑法（77条から79条まで、81条、82条、87条、88条、93条、94条、106条（3号を除く。）、108条、109条1項、112条、117条1項前段、125条から127条まで、128条（同法124条1に係る部分を除く。）、146条、199条、203条（同法199条に係る部分に限る。）、225条の21項226条、228条（同法225条の2　1項及び226条に係る部分に限る。）、236条、239条から241条（項を除く。）まで及び243条（同法236条、239条、240条及び241条3項に係る部分に限る。）の規定に限る。）

3　海底電信線保護万国連合条約罰則（1条1項及び2項の規定に限る。）

4　国家公務員法（109条（12号（同法100条1項及び2項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。の規定に限る。）

5　外国為替及び外国貿易法（69条の6、69条の7　1項（4号にあっては同法48条3項の規定により同法10条1項の閣議決定を実施するために課された承認を受ける義務に係る部分、5号にあっては同法52条の規定により同項の閣議決定を実施するために課された承認を受ける義務に係る部分に限る。）及び2項並びに70条1項（3号（同法16条1項の規定により同法10条1項の閣議決定が行われたときに課された許可を受ける義務に係る部分に限る。）、7号（同法21条1項の規定により同法10条1項の閣議決定が行われたときに課された許可を受ける義務に係る部分に限る。）、14号（同

3　改正前の復権の活用

資格制限に関する法改正の前には、復権制度を弾力的、広汎に運用することを考えることが不可欠である。免許や資格を認定する機関が前科のある人が資格試験に合格し、前科の照会があった場合、法務省が復権に値するものかどうかを検討する機会を設けることも考え得る。

また、東京保護観察所は、令和3年度末、保護司に対する指導力強化研修で「恩赦制度についての概要」をテーマとし、その中で資格制限と復権についての詳細な情報提供をしているが、このような情報提供を矯正施設職員や更生保護施設職員、司法福祉連携で支援を行っている地域生活定着支援センターや各地の社会福祉士、精神保健福祉士等に対しても実施すべきである。もちろん、出口

法24条1項の規定により同法10条1項の閣議決定が行われたときに課された許可を受ける義務に係る部分に限る。)、16号、18号（同法25条6項の規定により同法10条1項の閣議決定が行われたときに課された許可を受ける義務に係る部分に限る。)、19号、20号、32号、35号及び36号（同法48条3項に係る部分にあっては同項の規定により同法10条1項の閣議決定を実施するために課された承認を受ける義務に係る部分、同法52条に係る部分にあっては同条の規定により同項の閣議決定を実施するために課された承認を受ける義務に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び2項の規定に限る。）

6　電波法（108条の2（人命の保護又は治安の維持の用に供する無線設備に係る部分に限る。）の規定に限る。）

7　地方公務員法（60条（2号に係る部分に限る。）の規定に限る。）

8　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(5条、6条並びに7条1項及び2項の規定に限る。)

9　破壊活動防止法（38条1項及び2項、39条、40条、42条並びに43条の規定に限る。）

10　武器等製造法(31条､31条の2及び31条の3(4号に係る部分に限る。)の規定に限る。)

11　関税法（109条1項、3項及び4項（いずれも同法69条の11　1項2号、3号、5号及び5号の2に係る部分に限る。)、109条の2　1項、3項及び4項（いずれも同法69条の11　1項2号、3号及び5号の2に係る部分に限る。）並びに102条1項（同法109条1項（同法69条の11　1項2号､3号､5号及び5号の2に係る部分に限る。）及び109条の2　1項(同法69条の11　1項2号､3号及び5号の2に係る部分に限る。)に係る部分に限る。）の規定に限る。）

12　自衛隊法(108条1項(1号に係る部分に限る。)及び2項並びに121条の規定に限る。)

13　日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（3条及び5条1項から3項までの規定に限る。）

支援に関わろうとする弁護士に対する研修において、この点をしっかりと研修していくことは不可欠である。

第３　出入国資格と前科に関する問題

出入国資格は、通常いわれる「資格制限」の問題ではないし、前科のある者

14 高速自動車国道法（26 条及び 27 条の規定に限る。）
15 銃砲刀剣類所持等取締法（31 条から 31 条の 4 まで、31 条の 6 から 31 条の 9 まで及び 31 条の 11 から 31 条の 13 までの規定に限る。）
16 新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法（2 条 1 項の規定に限る。）
17 公海に関する条約の実施に伴う海底電線等の損壊行為の処罰に関する法律（1 条 1 項、2 条 1 項及び 3 条の規定に限る。）
18 航空機の強取等の処罰に関する法律
19 火炎びんの使用等の処罰に関する法律
20 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(1 条から 5 条までの規定に限る。)
21 人質による強要行為等の処罰に関する法律
22 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（9 条及び 10 条の規定に限る。）
23 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法（9 条 1 項から 3 項までの規定に限る。）
24 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（38 条から 41 条までの規定に限る。）
25 サリン等による人身被害の防止に関する法律
26 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（67 条から 71 条までの規定に限る。）
27 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（22 条及び 23 条の規定に限る。）
28 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（3 条（1 項 7 号から 10 号まで、12 号及び 15 号に係る部分に限る。）、4 条（同法 3 条 1 項 7 号、9 号及び 10 号に係る部分に限る。）、6 条（1 項 1 号に係る部分に限る。）並びに 6 条の 2　1 項及び 2 項（いずれも同法別表 4　1 号（同法別表 3 第 1 号（同法 3 条（1 項第 7 号から 10 号まで、12 号及び 15 号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、2 号イからハまで、ニ（刑法 108 条、109 条 1 項及び 117 条 1 項前段に係る部分に限る。）、ヘ、チ（刑法 146 条前段に係る部分に限る。）、ソ（刑法 226 条に係る部分に限る。）及びネ（刑法 236 条及び 239 条に係る部分に限る。）、3 号、6 号、16 号（外国為替及び外国貿

の出入国の制限は他国でも行われているところであるが、少年法改正により前科を有することになる者が増えることで弊害が生じ得る。

1　我が国に生活の本拠がある外国人の問題

出入国管理及び難民認定に関する法律24は、強制退去事由の中に、「同条④ニ旅券法の虚偽申請等に関する罪により判決が確定した者　ホ集団密入国を助長・援助し、刑に処せられた者、ヘ資格外活動許可を受けないで、在留活動以外の事業運営活動、報酬を受ける活動を行った専従資格外活動者で禁錮以上の

易法69条の7　1項に係る部分については、同項4号にあっては同法48条第3項の規定により同法10条1項の閣議決定を実施するために課された承認を受ける義務に係る部分、同法69条の7　1項5号にあっては同法52条の規定により同法10条1項の閣議決定を実施するために課された承認を受ける義務に係る部分に限る。)、17号（電波法108条の2　1項に規定する人命の保護又は治安の維持の用に供する無線設備に係る部分に限る。)、29号、32号、34号（関税法109条1項（同法69条の11　1項2号、3号、5号及び5号の2に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、109条の2　1項（同法69条の11　1項2号、3号及び5号の2に係る部分に限る。以下この号において同じ。）及び102条1項（同法109条1項及び109条の2　1項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。)、36号、40号、42号、50号、54号、56号、58号、60号から62号まで、71号、72号、78号、79号、82号並びに87号から89号までの規定に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定に限る。）

29　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（38条及び39条の規定に限る。）

30　公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律（2条から5条までの規定に限る。）

31　放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律

32　海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律

33　クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（21条及び22条の規定に限る。）

34　国際連合安全保障理事会決議第1874号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法

35　特定秘密の保護に関する法律（23条1項から3項まで、24条1項及び2項並びに25条の規定に限る。）

36　国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法

なお、制定年、法令番号、条文の「第」の字は省略している。

刑に処せられた者　ト未成年で少年法の不定期刑を言い渡す場合に、長期が3年を超える懲役または禁錮に処せられた者　チ麻薬・大麻・覚醒剤等に関わる取締法令により有罪判決を受けた者　リ上記以外で無期又は1年を超える懲役又は禁錮の実刑に処せられた者（ただし執行猶予の言い渡しを受けた者をのぞく）（なおヌ売春関係業務従事者の場合は有罪確定の必要はない）」という前科をあげる。また、入国拒否事由として、「同法5④日本国の法律に反して1年以上の懲役または禁錮に処せられた者（政治犯を除く）　⑤麻薬、大麻、あへん、覚醒剤等の各取締に関する法律に違反して処罰をされたことがある者」が挙げられており、対象者は上陸を拒否される。

少年法改正によって、18歳以上であれば短期1年以上の罪を犯すと成人として処罰され得るから、上記同法24条が非常に大きな影響を及ぼし得るし、旅券法には前科だけでなく訴追されている者に対する、より広い規定[44]が存する。日本で生まれ育ち、母国語を取得しておらず日本語で教育を受けた、未だ教育支援の途上にある青年が、保護者が日本に滞在許可があるのに、日本からの退去を求められる、あるいは一旦外国に出た場合、日本に戻ることができなくなり得る。人道上問題であり、少なくともこのような者に対しては、ビザ発給や在留特別許可の弾力的運用等が定型的に適用できるようにする必要がある。

2　日本人の外国への入国の問題

上記の我が国における入国制限と同様、日本人の諸外国への入国についても、各国の出入国管理に関する法令による入国制限がある。観光でさえ入国を拒否される場合があり得るところ、ビザをとって滞在することはさらに困難になる。

深刻なのは、留学の問題である。少年法改正により、18歳以上の者が成人

(44) 旅券法13Ⅰ②死刑、無期若しくは長期二年以上の刑に当たる罪につき訴追されている者又はこれらの罪を犯した疑いにより逮捕状、勾引状、勾留状若しくは鑑定留置状が発せられている旨が関係機関から外務大臣に通報されている者　③禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者　④第23条の規定により刑に処せられた者⑤旅券若しくは渡航書を偽造し、又は旅券若しくは渡航書として偽造された文書を行使し、若しくはその未遂罪を犯し、刑法（明治40年法律第45号）第155条第1項又は第158条の規定により刑に処せられた者

として処罰されることになると、海外で入国拒否をされ、留学ができなくなる場合が今よりもたくさん出てくるだろう。

諸外国では、前科がある者の入国について、とくに薬物、組織犯罪に関して、非常に厳しい対応をとっている国は多く、とくに米国では前科のある者全般に対する扱いが厳しいため、覚醒剤前科を持つに至った元被告人の留学が拒否された例が弁護士会内で報告されている。少年法改正によって18歳以上の者が前科を有することになることで、従来は保護処分で終わり留学が可能であった者が留学できなくなる可能性がある。

欧米では薬物の自己使用、自己使用目的所持については（少なくとも初犯は治療を優先させるなどして）処罰していない国が多い一方、我が国では自己使用、自己使用目的所持であっても刑事裁判の対象とし、有罪判決を下している。我が国のこのような政策が正しいというのであれば、欧米に対して、我が国では、薬物の蔓延が進んでいないことから、薬物規制を厳しく運用し、自己使用、自己使用目的所持であっても処罰していることを説明し、更生したと認められる者に対しては、販売・製造・輸入や薬物組織にかかる犯罪で有罪になったものではない旨の証明書を発することで他国に入国を受け入れることを働きかけることも考えられる（ただし、我が国の政策自体が批判される可能性も高いと思われる）。

なお、この点については、さらに、出入国管理について海外の入国拒否事由について詳細に調査することも必要であろうし、国内政策においては、薬物や軽微犯罪のハームリダクション等も検討されてもよいのではないかと思われる。

第4　そもそも刑務所での取扱にも問題があるのではないか

「前科がある者に対する様々な規制があって当然」と国民が考える一つの原因として、受刑者には大幅な権利制限がされていることが考えられる。このことによって、国民が、受刑後まで権利制限をするのが当然、という感覚になっているのではないのか。

受刑者を憲法上の保障のらち外とする考え方は、1950～60年代ころまでは世界的に存在していたが、現在、いわゆる先進国においてはそのような考えは

とられておらず、ヨーロッパにおいては、犯罪をした人の改善・更生社会復帰が刑事政策の目的であることが明確に意識され、イタリア等で憲法上規定されるようになっている。我が国においても、刑事被収容者処遇法１条は、人権を尊重しつつ適正な処遇を行うという目的を明示している。以下のような制限があることが、資格制限等が当然だ、という国民感情につながっているものではないかと考えられるが、比較法的にみて、これらの制限が厳格にすぎるという批判が可能である。受刑することでの「資格」の制限等についても、それを最小限とする努力が必要ではあり、以下は喫緊の課題と考える[45]。

①性的接触を含めた家族とともに過ごす時間が保障されていない。この中には、子どもを受刑者が養育することも含まれている。受刑者が希望する場合、その家族の意思にかかわらず、受け入れが可能であるかどうかの問合わせがある場合がある一方、家族が希望していたとしても、受刑者と家族とが人間的に触れ合う機会がないということは問題である。

②公職選挙法 11 条１項２号は、禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者に選挙権、被選挙権を有しないと定めているが、有罪となったからといって公民権を剥奪する理由は存しない。選挙の公正を害することが疑われるような者以外までこのように制限をすることは不合理である。

③刑務作業は労働に位置づけられておらず、最低賃金の保障、労災保険や失業保険の適用がない。現状の刑務作業については、国際人権（社会権）規約委員会の 2013 年５月 17 日総括所見パラグラフ 14 で「委員会は、締約国の刑法典が、本規約の強制労働の禁止に違反して、刑の一つとして刑務作業を伴う懲役を規定していることに懸念をもって留意する。委員会は、締約国に対して、矯正の手段又は刑としての強制労働を廃止し、本規約第６条の義務に沿った形で関係規定を修正又は破棄することを要求する。また、委員会は、強制労働の廃止に関する ILO 条約第 105 条の締結を検討することを締約国慫慂する」としている。刑務所で受刑者は強制労働が当然だ、という国民感情を修正する必要がある。

④刑務所医療は、全て刑務所の予算のもとで行われ、保健医療の対象となっ

(45)「日弁連第 59 回人権擁護大会シンポジウム第３分科会死刑廃止と拘禁刑の改革を考える～寛容と共生の社会をめざして～　基調報告書」153 頁以下

ていない。受刑者が健康保険料を支払える場合もあるのに（家族がいる、資産がある等）、国民皆保険から受刑者が除外されることは不合理である。今後、禁錮・懲役を一本化した拘禁刑を作るに際しては、夜間拘禁や週末拘禁といった社会との接点を持ち続けられる刑の執行方法の検討等とともに、上記①～③の「資格制限」の撤廃も検討すべき課題と考える。